

令和2年度 労働報酬下限額の設定について

1 工事請負契約

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第8条第1項第1号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

工事の請負契約：農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（以下、「公共工事設計労務単価という。」）

ア 労働者等・一人親方

【考えられる方策】

- ① 農林水産省及び国土交通省が平成31年2月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の47職種については、令和2年度の新宿区労働報酬下限額をそれぞれの単価額から100分の90を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。
- ② 農林水産省及び国土交通省が平成31年2月に発表した東京都における公共工事設計労務単価のうち、設定されない職種「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については、令和2年度の新宿区労働報酬下限額を、「タイル工」については「内装工」、「屋根ふき工」については「板金工」、「建具工」については「内装工」、「建築ブロック工」については「石工」の単価から100分の90を乗じて得た額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

<①説明>

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いる単価であり、農林水産省及び国土交通省が公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種ごとに調査し、賃金実態を正しく反映させた単価でもある。

区がこれまで施行してきた、「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」（以下、新宿区要綱」という。）に基づく最低賃金水準額は、平成２８年度以降、東京都における公共工事設計労務単価の１００分の９０を乗じて得た額とし、労働者等における適正な労働環境を確保してきた。

最低賃金水準額を１００分の９０を乗じて得た金額とした理由は、仮に公共工事設計労務単価をそのまま最低賃金水準額とした場合、受注者等が労働者等の技術や経験に応じた賃金差を設ける際、受注者等に負担がかかってしまうおそれがあるためである。

このことを踏まえ、考えられる方策としては、『令和２年度の新宿区労働報酬下限額を東京都における公共工事設計労務単価の１００分の９０を乗じて得た額とする』が挙げられる。参考までに、東京都における公共工事設計労務単価の１００分の９０を乗じて得た金額は以下のとおりである。

<①具体的な金額>

１日あたり 単位：円

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	21,780	27	普通船員	20,700
02	普通作業員	18,990	28	潜水土	36,450
03	軽作業員	13,590	29	潜水連絡員	25,110
04	造園工	19,080	30	潜水送気員	24,930
05	法面工	24,120	31	山林砂防工	24,210
06	とび工	24,300	32	軌道工	40,140
07	石工	24,570	33	型わく工	23,130
08	ブロック工	22,770	34	大工	22,770
09	電工	22,950	35	左官	24,570
10	鉄筋工	24,480	36	配管工	20,610
11	鉄骨工	22,860	37	はつり工	22,320
12	塗装工	25,110	38	防水工	26,640
13	溶接工	26,910	39	板金工	24,750
14	運転手（特殊）	21,420	40	タイル工	
15	運転手（一般）	17,730	41	サッシ工	22,770
16	潜かん工	26,730	42	屋根ふき工	
17	潜かん世話役	31,590	43	内装工	24,570
18	さく岩工	26,640	44	ガラス工	22,140
19	トンネル特殊工	26,190	45	建具工	
20	トンネル作業員	21,600	46	ダクト工	20,070
21	トンネル世話役	29,070	47	保温工	20,340
22	橋りょう特殊工	26,730	48	建築ブロック工	
23	橋りょう塗装工	27,720	49	設備機械工	20,700
24	橋りょう世話役	30,600	50	交通誘導警備員A	13,680
25	土木一般世話役	22,140	51	交通誘導警備員B	11,880
26	高級船員	26,190			

【参考１】新宿区要綱に基づく最低賃金水準額の設定状況

平成２２年度～平成２６年度	公共工事設計労務単価の１００分の	８０ を乗じて得た額
平成２７年度	同上	１００分の ８５ を乗じて得た額
平成２８年度～令和元年度	同上	１００分の ９０ を乗じて得た額

【参考２】公共工事設計労務単価に対する、契約業者（２,０００万以上）の労務単価割合

平成３１年４月から令和元年１０月末まで

案件別平均	契約件数	構成比％		
１０５％以上	１０	１８．５	１００％以上	６８．５
１００～１０５％未満	２７	５０．０		
９５～１００％未満	３	５．５	９５％以上	７４．０
９０～９５％未満	１４	２６．０		
計	５４	１００		

【参考３】令和元年度の都内公契約条例制定自治体における公共工事設計労務単価の設定状況

	千代田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	足立区	国分寺市	多摩市	日野市
公共工事設計 労務単価に対 する割合	８７％	９０％	８５％	９０％	９０％	９０％	９０％	８５％

<②説明>

職種「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」については、十分な有効標本数が確保できないことから、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない。そこで、これらの職種における令和２年度の新宿区労働報酬下限額については、各職種の内容に近い職種と同様の単価とする方策がある。

<②具体的な金額>

１日あたり

職種	左記職種の内容に近い職種	令和２年度 新宿区労働報酬下限額
タイル工	内装工	２４,５７０円
屋根ふき工	板金工	２４,７５０円
建具工	内装工	２４,５７０円
建築ブロック工	石工	２４,５７０円

イ 未熟練工（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下、「未熟練工等」という）

【考えられる方策】

未熟練工等における令和２年度の新宿区労働報酬下限額は、東京都における公共工事設計労務単価の職種“軽作業員”の１００分の７０を乗じて得た額とする。

<説明>

公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において対象外として取り扱われる見習い・手元等は、各種の専門の職人の補助的作業・手伝いを行なう作業者となり、東京都における公共工事設計労務単価における職種においては“軽作業員”に近い業務内容となる。このため、見習い・手元等の労働者における令和２年度の新宿区労働報酬下限額については、東京都における公共工事設計労務単価の職種“軽作業員”をベースに１００分の７０を乗じて得た金額が一つの考え方としてある。

<①具体的な金額>

１日あたり

	労働報酬下限額
受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者	１０，５７０円

【参考】令和元年度の都内公契約条例制定他自治体における未熟練工等の労働報酬下限額の状況

目黒区	世田谷区	渋谷区	足立区	多摩市
東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の７０％	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の７０％	職員給与条例に定められた額を勘案	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の７７％	業務委託等の労働報酬下限額とのバランスを考慮し、総合的に決定

※千代田区、国分寺市、日野市については、労働者等と見習い・手元等を分けて設定はしていない。

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第8条第1項第2号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

業務委託契約及び協定：新宿区職員の給与に関する条例（昭和27年新宿区条例第1号）第5条第1項第1号ロに掲げる行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額

【考えられる方策】

① 業務委託契約及び協定（神奈川県足柄下郡箱根町にある「新宿区立中強羅区民保養所」、山梨県北杜市にある「新宿区立区民健康村」、長野県北佐久郡立科町にある「新宿区立女神湖高原学園」における協定「以下、郊外施設の協定という。」を除く）における令和2年度の新宿区労働報酬下限額は、1時間あたり1,050円とする。

② 郊外施設の協定における令和2年度の新宿区労働報酬下限額は、1時間あたり、各施設の所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

- ・新宿区立中強羅区民保養所（神奈川県）は、1,011円
- ・新宿区立区民健康村（山梨県）は、837円
- ・新宿区立女神湖高原学園（長野県）は、848円

<①説明>

新宿区労働報酬下限額は、当該業務に従事する労働者等に対して支払われるべき報酬の下限額としている。また、業務委託等は、受注者が区の代わりに区の業務を行うものであることから、新宿区労働報酬下限額の決定の際には、区職員の技能系高卒程度の初任給である行政職（二）1級19号給をベースに算出される勤務一時間あたりの給与額1,110円が新宿区労働報酬下限額の目標水準と考えている。

一方で、令和元年10月から適用された東京都最低賃金額は約2.8%引き上げられ、985円から1,013円プラス28円となった。

この状況から、令和2年度の新宿区労働報酬下限額を、東京都最低賃金額の推移、影響率(※)を考慮し、現行の新宿区労働報酬下限額1,020円の2.8%相当である30円を加算して、東京都最低賃金額より37円高い1,050円とする考え方がある。

また、①新宿区要綱に基づく最低賃金水準額が毎年20円から30円程度引き上げられてきたこと、②令和元年東京都最低賃金額28円引き上げに対して、令和2年度の新宿区労働報酬下限額を仮に30円引き上げた場合、③令和元年特別区人事委員会勧告における給与改定率0.58%の引き下げ、並びに特別区人事委員会勧告における最近(平成28年から平成30年)の給与平均0%から0.15%の改定率を考慮すると、今後は新宿区労働報酬下限額が目標としている区職員の高卒初任給相当額にさらに近づくものと考えられる。

(※)「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合のこと。平成30年度におけるAランクの影響率は、15.3%

<①具体的な金額>

令和元年度の新宿区労働報酬下限額	⇒	1,020円		<u>+30円</u>
令和2年度の新宿区労働報酬下限額	⇒	1,050円		

【参考1】過去3年間の新宿区要綱に基づく最低賃金水準額(新宿区)<各年4月に変更>

設定年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
時間単価 (1時間あたり)	940円	960円	990円	1,020円	1,050円
前年との差額	+20円	+20円	+30円	+30円	+30円

【参考2】過去3年間の最低賃金額(東京都)<各年10月に変更>

発効年月	28年	29年	30年	令和元年
最低賃金額 (1時間あたり)	932円	958円	985円	1,013円
前年との差額	+25円	+26円	+27円	+28円

【参考３】令和元年特別区人事委員会給与勧告の主な概要

- (１) 企業規模５０人以上で、かつ事業所規模５０人以上の事業所を調査対象とし、特別区内の１，１４８民間事業所を実地調査した。
- (２) 月例給については、公民較差（△０．５８％、△２，２３５円）を解消するため、原則全ての級及び号給について、引き下げる。こと。（初任給については、給料月額を据置き）
- (３) 特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合４．６５月分を勘案し、支給割合を０．１５月引き上げること。

【参考４】２３区における公契約条例施行区の令和元年度労働報酬下限額の 設定状況

１時間あたり

自治体	業務委託	指定管理協定
千代田区	１，０７７円～	１，０７７円～
目黒区	１，０４０円	１，０４０円
世田谷区	１，０７０円	１，０７０円
渋谷区	１，０１９円	１，０１９円
足立区	１，０３０円	１，０３０円～

<説明②>

区は、区民の保養施設（宿泊施設）として、次の３施設を運営しており、これらの施設は指定管理者制度を導入している。

１時間あたり

	施設名	所在地	令和２年度 労働報酬下限額 (最低賃金額)
区民保養施設	中強羅区民保養所 「箱根つつじ荘」	神奈川県足柄 下郡箱根町	１，０１１円
	区民健康村 「グリーンヒルハケ岳」	山梨県北杜市 長坂町	８３７円
区外学習施設	女神湖高原学園 「ヴィレッジ女神湖」	長野県北佐久 郡立科町	８４８円

区民保養施設及び区外学習施設などの郊外施設が所在する県の令和元年の最低賃金額は表のとおりである。新宿区公契約条例制定以前は、指定管理者制度の中で労働者等に最低賃金額以上の報酬を支払うといった運用をしており、労働者等の労働環境を適正に確保してきた。一方で、各県の最低賃金額は東京都の最低賃金額１０１３円より低い。

これらの事情を勘案し、郊外施設における協定の新宿区労働報酬下限額を各県の最低賃金額とする方策が考えられる。